

石油コンビナート等防災本部の体制について

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年十二月十七日法律第八十四号）
第 27 条及び第 28 条

1 業 務

石油コンビナート等防災本部は、当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域に係る防災（災害の発生及び拡大を防止し、並びに災害の復旧を図ることをいう。）に関し、次の事務をつかさどる。

- 一 石油コンビナート等防災計画^{*}を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 防災に関する調査研究を推進すること。
- 三 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。
- 四 災害が発生した場合において、当該都道府県、関係特定地方行政機関、関係市町村、関係公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関及び同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。）、当該都道府県の区域内の公共的団体及び当該都道府県の区域内の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者その他当該特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。
- 五 石油コンビナート等現地防災本部に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。
- 六 災害が発生した場合において、国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）との連絡を行い、及び他の都道府県との連絡調整を行うこと。
- 七 その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。

※石油コンビナート等防災計画の内容（参考：石油コンビナート等災害防止法第 31 条）

石油コンビナート等防災計画では、特別防災区域に係る防災に関し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 関係機関等の防災に関する組織の整備及び防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置等に関すること。
- 三 特定事業所の職員及びその他の関係機関等の職員の防災教育及び防災訓練に関すること。
- 四 特定事業者間の相互応援に関すること。
- 五 防災のための施設、設備、機械器具及び資材の設置、維持、備蓄、調達、輸送等に関すること。
- 六 災害の想定に関すること。
- 七 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の収集及び伝達並びに

- 広報に関すること。
- 八 自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織の活動の基準に関すること。
 - 九 現地本部の設置及びその業務の実施に関すること。
 - 十 火事、爆発、石油等の漏洩又は流出その他の事故による災害に対する応急措置の実施に関すること。
 - 十一 地震、津波その他の異常な自然現象による災害に対する応急措置の実施に関すること。
 - 十二 災害時における避難、交通の規制、警戒区域の設定等に関すること。
 - 十三 災害時における関係機関等以外の地方公共団体等に対する応援要請に関すること。

2 構成員

本部長： 知事

本部長： 本部長は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域の全部又は一部を管轄する特定地方行政機関の長又はその指名する職員
- 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- 三 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
- 四 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
- 五 当該都道府県の区域内の市町村のうち、その区域内に特別防災区域が所在する市町村の市町村長
- 六 当該都道府県の区域内の市町村（前号に規定する市町村を除く。）のうち、当該都道府県の知事が特別防災区域に係る防災に関し必要と認めて指定する市町村の市町村長
- 七 前二号に規定する市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）
- 八 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域ごとに、当該特別防災区域内の特定事業所に係る特定事業者を代表する者
- 九 その他当該都道府県の知事が必要と認めて任命する者